

人権施策等調査特別委員会

(令和6年2月22日)

○ 樋口博己委員長

本会議でお疲れのところ、人権施策等調査特別委員会にご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、インターネット中継をお願いしたいと思います。

1月25日ですかね、上杉先生の議員研修会が雪のため延期ということにさせていただきました、中止ではなく延期という形にさせていただいております。まだ正式な確認はできていませんが、議長にもお願いしております、どこかのいいタイミングで、改めて設定できたらなということをお願いをしているところでございます。

それでは、もう大分時間が空いておりますけれども、四日市市の条例であります、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例と三重県の差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例との対比の資料をご用意させていただいておりますので、まず、その資料について説明をお願いしたいと思います、まず、部長、一言ご挨拶よろしく申し上げます。

○ 川口総務部長

本会議後、お疲れのところ、よろしくお願いいたします。

今回、総務部といたしまして、今、委員長のほうからもお話ございましたが、県条例と市条例の対比というふうなところで、ちょっと分かりやすいかなということで、こういう横の対比できるような資料のほうを作らせていただいたところでございます。人権センターの所長のほうからまた説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○ 樋口博己委員長

それでは、森所長、お願いします。

○ 森人権センター所長

人権センター、森です。よろしくお願いいたします。

資料は、人権施策等調査特別委員会の本日の資料002、資料（第6回：総務部）をよろ

しくお願いいたします。

ページをめくっていただきまして、17分の3ページからになりますけれども、先ほど委員長のほうからもお話しいただきました市条例と県条例を体系的に比較できる表という形で作成させていただきました。

こちらの表につきましては、左側に四日市市、右側に三重県という形で、三重県条例のほうがボリューム的に多いところがありますので、三重県条例を順番的に、また、それを体系的にちょっと並べさせていただきまして、それを市条例が当てはまるもの、また、類似しているものを入れさせていただき、かつ、ちょっとゴシック体で記載させてもらっていますけれども、市において現状行っていること、また、それを補足するものという形で資料のほうを作成させていただきました。

それでは、順に説明させていただきます。

まず、17分の3ページ、三重県条例においては、まず、目次、前文というのがございますけれども、市条例においては前文というものがございません。

続きまして、県条例におきましては、第一章総則といたしまして、第1条に目的の記載がございます。これは、市条例におきましても、第1条目的という形で同様の記載があるところでございます。

続きまして、県条例の第二条では、定義という形で記載がございますが、市条例においてのこの定義という記載はございません。ただ、ゴシック体で記載させていただいておりますけれども、代表的なものとして世界人権宣言、こちらのほうの第2条においては、県条例のようなものの基になったような形で記載のほうがございますし、また、人権差別撤廃条約の第1条にも同様の内容の記載があるところでございます。

ページめくっていただきまして、17分の4ページでございます。

三重県条例におきましては、第三条に、基本理念というものが記載されております。市条例におきましては、基本理念というものは記載はございませんが、こちらのほうもゴシック体で記載させてもらっておりますけれども、四日市市におきましては、人権教育・啓発基本方針、こちらの中で基本理念というものをうたわせていただいております。

続きまして、17分の5ページ、三重県条例におきましては、第五条に県の責務、また、第六条に県民の責務という記載がございます。こちらにつきましては、市条例におきましては、第2条に市の責務、第3条に市民の責務という形での記載がございます。

ページめくっていただきまして、17分の6ページになります。

県条例におきましては、第七条に事業者の責務という形で記載がございますが、市条例においての事業者の責務という形での内容についての記載等はございませんし、それに関連する取決め等もありません。

また、県条例第八条におきましては、特定電気通信役務提供者の責務——いわゆるプロバイダーの形になりますけれども——の記載がございますが、こちらにつきましても、市条例において、いわゆるプロバイダーというものについての記載というものはございません。

続きまして、17分の7ページになります。

三重県におきましては、第九条に、三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務という形での条文がございます。こちらのほう、ちょっと内容等は違うんですけれども、類似したものといたしまして、市条例におきましては、第6条に行政組織の整備という形で記載されたような内容の条文がございます。

続きまして、県条例第十条、県と市町との協働という形で条文がございますが、こちらにつきましても、市条例におきましての条文はございませんが、ゴシック体で記載させていただいてありますように、県内市町での三重県人権同和行政連絡協議会、こちらは県内市町が入っております、県がオブザーバーという形で参加しておりますし、また、地域防災事務所——いわゆる昔の県民局でございますけれども——の単位での市町の連絡会議、また、県の出先機関もオブザーバーとしての参加はございます。

続きまして、県条例は第二章になります。第十一条で、人権施策基本方針というのが条例でうたわれております。こちらのほうにつきましても、市条例におきましての記載はございませんが、四日市市におきましては人権施策推進プランというものを策定させていただいております、人権施策の推進に当たっているところでございます。

続きまして、17分の8ページ、第三章になりますけれども、県条例におきましては、第一節、不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備ということで、第十二条に相談体制というものがございます。こちらにつきましても、市条例においての記載はございませんが、県条例の第十二条の3に書いてあります相談に応ずる者、こちらのほうにつきましても、県条例の逐条解説上では、それぞれの事業に応じた県の機関という形で内容がございますように、市におきましても、様々な部局において相談には応じておるところでございます、ゴシック体で記載させていただいておりますように、人権施策推進委員会の中の専門部会という形で、その関係機関によりました相談体制部会というものを設

けておりますし、その相談体制部会の中に、四日市市人権にかかる相談ネットワーク連絡会ということで、こちらのほうにつきましては、実際に相談業務に当たっておる職員の連絡会という形で設けさせていただいております。

この連絡会におきましては、県条例第十二条の4にありますように、相談に応ずる者に対し、必要な知識、技能を習得させ、必要な研修を行うというものがございますが、このネットワーク連絡会におきましても、人権相談体制事業といたしまして同様の研修、勉強会を行っているところでございます。

また、国におきましても、法務省の人権相談取扱規程、こちらのほうで規程がございまして、この中身におきましては、法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員において行う人権相談についてという形で、この人権相談取扱規程があるところでございます。

続きまして、第二節、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制、こちらのほうが、いわゆる県条例、また、先般の委員会でもご説明させていただきました、佐賀県においてしかないという形で特徴的な条文となっております。こちらのほうが、県条例第十三条から第十七条まで、助言、説示、あっせん等々がございますが、こちらのほうにつきましては、市条例において条例等の記載はございません。

では、現状はということで、そこのゴシック体で書かせていただいておりますけれども、国、法務省において人権侵犯事件調査処理規程という形で、この人権侵犯に当たり処理をする規程のほうを設けていただいております。この法務省の人権侵犯事件調査処理規程におきましては、救済手続の開始、その後、調査を行った後に措置等としての援助、調整、要請、説示、勧告、通知、告発という形での規程があるところでございます。

ページ、ちょっと飛んでいただきまして、県条例第十八条、三重県差別解消調整委員会、県条例におきましては、条例第十七条にありますような助言、勧告、説示等を行うに当たっての調整委員会というものが第十八条で規定がしてございますが、市条例においては、その規定というのは、当然ないところでございます。

続きまして、17分の13ページになります。

県条例第四章、不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策で、第十九条に人権教育及び人権啓発という条文がございます。こちらのほうにつきましては、市条例におきまして、第4条、啓発活動の充実という形で記載がございますし、ゴシック体で補足してございますが、市におきましては人権教育・啓発基本方針というものを掲げておりますし、また、国、法務省、文部科学省におきましては、人権教育・啓発白書というもの

を毎年発行していただいております、ここで取り組むべき人権課題ということで、記載を基に人権教育・啓発に当たっているところがございます。

続きまして、17分の14ページ、県条例におきましては、第二十条、人権侵害行為による被害の救済という形で条文がございますが、市条例においては、こういった形での条文はございません。

ただ、この第二十条にありますように、県条例、人権侵害行為を受けた者に対して、情報の提供その他必要な支援を行うものという形で条文がございますが、市における相談におきましても、相談を受ける中で関係機関の紹介、情報提供については、相談の中でも努めているところがございます。

続きまして、県条例第二十一条、実態調査、こちらにつきましては、市条例におきましても、第5条、実態調査の実施ということで条文の記載がございますし、その下、ゴシック体で記載させていただいておりますけれども、市においても、市民の人権意識調査という形で、平成11年にスタートし、5年ごとに実施しております、令和6年度にまた、この調査の実施を予定しておりますところがございます。

続きまして、県条例第二十二条、情報の収集、蓄積及び分析でございますが、こちらにおきましても、市条例においては特段条文の記載はございません。ですが、先ほどご説明いたしましたように、ネットワーク連絡会の中では、ケース検討会、情報交換等を行いながら、市内においての勉強会、連絡会というのは行っているところがございますし、また、県においての連絡協議会の中での情報共有等々は図っておるところでございます。

続きまして、17分の15ページ、県条例第二十三条、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止という形で条文がございますが、こちらのほうにつきましても、市条例においての記載はございません。

こちらのほう、ゴシック体で補足しておりますが、国、法務省におきまして、インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領という形で要領のほうを設けていただいておりますので、こちらのほうにつきましても、国のほうで対応等をしていただいているところがございます。

続きまして、県条例第二十四条、災害等の発生時における人権侵害行為の防止等という形で県条例は条文がございますが、こちらのほうも、市条例におきましての条文の記載はございません。ただ、市におきましては、地域防災計画の中で、避難所運営の中では、人権に配慮した避難所生活ができるような配慮をするような形での記載もございます。

続きまして、県条例第五章、第二十五条といたしまして、三重県人権施策審議会という形で条文がございます。こちらにつきましては、市条例におきましても、第7条、諮問及び協議という形で条文の記載がございますし、ゴシック体で記載させていただいておりますように、四日市市におきましては、四日市市同和行政推進審議会というものを設けさせていただいております。

続きまして、ページめくっていただきまして、17分の16ページ、第六章としまして、県条例におきましては、財政上の措置という形で記載がございますが、市条例におきましてはこのような条文はございませんが、必要な財政上の措置につきましてははしていただいているところでございます。

以下、県条例につきましては、第二十七条に委任、その下、附則という形でございますが、市条例におきましても、第8条に委任、また、その下に附則という形で記載があるところでございます。

資料の説明につきましては以上でございます。

#### ○ 横山人権行政監

人権行政監の横山でございます。どうぞよろしく申し上げます。

先ほど森所長のほうから説明がありました中で、ちょっと私のほうから補足をさせていただきますと、お手数ですが、17分の12、第18条でございます。三重県差別解消調整委員会と、これは四日市市のほうにはこの組織はございませんけれども、国のほうにも確認させていただきました。法務局のほうに確認しましたところ、この機関、この会議体に相当するものはないというふうに、そういうような回答がございましたので、申し添えさせていただきました。

以上でございます。

#### ○ 樋口博己委員長

以上でよろしいですか。

#### ○ 横山人権行政監

以上でございます。

○ 樋口博己委員長

説明は以上でございます。

皆様でご質疑等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。

○ 諸岡 党委員

最後の補足の意味が分からなかった。

三重県差別解消調整委員会というものは存在していないんですか。

○ 横山人権行政監

四日市市のほうにもございませんし、法務局のほうにもそういった機関はないということで補足をさせていただきました。そういう意味の補足でございます。

○ 樋口博己委員長

それは、三重県だけあるという意味ですか。

○ 諸岡 党委員

三重県にもないの。あるんですよね。

○ 横山人権行政監

三重県のほうには、この条文のとおり、差別解消調整委員会のほうはあります。

○ 諸岡 党委員

了解です。

○ 樋口博己委員長

よろしいですか。

全体的なところを含めて、ご確認、ご質疑等ございましたら。

市であるとか県のそれぞれの責務等があらうかと思えますけれども、私のこれは印象ですが、市のほうでは、人権を守る、尊重するというような表現ですが、県は一步踏み込んで積極的に努めるというようなことが、私の印象ではあったところでございますが、皆さ

んのほうでも、何か感想でも結構です。

○ 川村幸康副委員長

なければ、いいですか。

○ 樋口博己委員長

副委員長、どうぞ。

○ 川村幸康副委員長

総じて言うと、多分、どこの自治体にもプランはあると思うんですよ、完全かどうかは別にして。プランはあってどうするのかと、そしてチェックする体制と、差別事象なんか起きた場合にどう検証して、それをもう一遍行動につなげるかという。Pはあるんやけど、後の三つがないわけやわな、多分。そこを、こういう対比をしてもらおうと明らかになって。

その中で、例えば先ほど一番最初に、市条例は定義がないという話だったんだけど、時々、何かあると定義は何だという話があると思うんですよ。そこも市のほうの場合は、条例といえども、完全な条例タイプになっていないというところがあるんだけど、これ、私、最初の議論のとき覚えているのは、そこまでいかずに、これでまずつくりましょうという感じだったと思っているんですよ。

何でかという、やっていきながら定義を決めるというのはおかしいでという話があったんですよ。先にまず、定義は決めておかなあかんやんかと。差別ってどういうもんやという話はあったんやけど、まだ、あの当時、特別法もあって、同和対策という形のものもあって、それが特別法というのが時限立法で、逆に、定義やったという話もあって、あそこで定義を決めなかったのが、ちょっと語弊があるか分からんけど、眼鏡をかけるということは、ある程度定義ですわな、色眼鏡で見るというか、物の例えでいうと、眼鏡かけて見るのか、かけずに見て、四日市の現状はまだまだ、特別法もあるけれども差別解消に至らないいろんなハード事業、ソフト事業を含めてあるで、裸の目で見ようというような感じで、何か定義を決めやんだような議論をした覚えはあるんさ、私。

だから、定義というのは物すごい大事なんだけど、行政が扱う部分のところでは、あの当時の四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例のときに、

ありのままを裸の目で見ようみたいな感じで定義が決まらんだというふうに私は議論して覚えているんやけど。それなら、今の状況になってきたときに、特別法も終わっている中で、やはりもう一度、ある程度しっかりとした定義、この補強は要るのかなという気はしますね。

その他含めて、三重県の条例と比べていっても、四日市市にやっぱりDCAがないのが気になるで、Pだけあって。やっぱりそこをきちっとやっていくということが、この表の対比で明らかなのかなというふうにも感じました。もしほかでコメントあれば。

○ 樋口博己委員長

先ほどの副委員長のご発言に対してでも結構ですし。

○ 川村幸康副委員長

なかなか出てこやんで、もう一つ言うわ。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 川村幸康副委員長

何でこんなふうな定義になったかというのと、あの当時、やっぱり同和対策事業はかなりの税が投入されてやっていく中で、理解が得られている、得られていないとは別に、法で行政が執行してきたという部分はあるんですよ。

そうすると、やっぱり丁寧にやってきたかどうかは別にして、現実、目の前の成果を上げるために行政もやってきたと。そうすると、やっぱり人がやることですので、今でいうと逆差別的なこと、あそこだけが何でよくなるんだとか、あそこだけがどうしてなんだという世の中の事情はあったような気がするな、あの当時ね。

そうすると、やはりそこに対してもどういう定義づけがええんやっとなったときに、非常にデリケートな問題があって決められなかった。今のこの形になりつつある中で、もう一度そこは見直してもいいのかなというのが、時代の変化とともにあるべき姿かなというふうに思います。

以上です。

## ○ 樋口博己委員長

この定義に関しては、世界人権宣言があるからというような形で、取りあえずやっつけたという形なんでしょうね。

## ○ 諸岡 党委員

定義って物すごい難しいなと私は思うんですよ。もう本当に差別というのは、いわゆる人の生活の中に悪い言い方すると、密着しておるものであって、人の生活なんて千差万別で、必ずしも定義に収まるかどうかなんて分からんケースもあるわけじゃないですか。

だから、やっぱり雑駁な大枠の中での定義はあってもいいんだけど、それに該当しない部分をどう拾い上げていくかという微妙なラインですよ。何か定義にはまりそうな気もするけれども定義じゃないような気もするみたいな、そんなケースも多分いっぱいあると思うんですよ。それをどう拾っていくかというのは大事な事なのかなと思う。

この間、ちょっと面白いニュースがあって、1月の千葉県のニュースなんやけど、千葉市が外国人であることを理由に生活保護を門前払いという、こういう記事で、裁判の結果、やっぱり外国人は保護の対象じゃないということで、千葉市はセーフということになっておるんですよ。

ただ、どこの新聞とは言いませんけれども、千葉市を物すごく批判しているんですよ、マスコミは。人権のない、情のないまちだみたいな。でも、裁判所は全然問題ないですよと言うておる。これはマスコミが千葉市が情のないまちだというレッテルを貼りにきておるわけなんだけども。

だから、前も言うたけど、例えば三重県がこの判断をしたときに、裁判になったら全然真逆のことになることがあって、そうすると、その責任は誰が取るのよというのはやっぱり怖いなと思って。

私はやっぱりこの手の差別というのは、行政はなくしていく方向に動かなきゃいけないし、みんなの意識を変えていく努力は徹底的にしていけないかんけれども、断ずることまではしちやいけないのかなと思います。

三重県は、差別解消調整委員会ですか、これを置いて断ずるところまで持っていくといふんだけど、それはそれで三重県さんの判断だから、私がとやかく言うことではないけれども、四日市市でやっぱり断ずるところまで行くのは怖いなという気はしますね。この千

葉市のように、裁判で問題なしって言われるケースがあるわけですから。意見です。

○ 川村幸康副委員長

よろしい。

○ 樋口博己委員長

副委員長、どうぞ。

○ 川村幸康副委員長

だから、私が感じている中で行くと、例えば男女の問題にしろ、障害者の問題にしろ、それから同和問題にしろ、様々な人権の問題というのは、ハード的な問題もあったり、それから心の問題なり、意識の問題というのがありますよね。

意識の問題って、推しはかれるものでないし、表現がないと分らんわけで、そこは行政が、病気に例えるのはどうかって言うけど、人権は大切にしましょうよというような形でみんなに啓蒙、啓発して、うがいしましょうというのと一緒やね、予防しましょうと。これ、大事ですよと言って周知していく。

その上で、これ駄目ですよというところの部分のところに行ったときに、伸び縮みはあっていると思いますわ。だから、例えば同和地区とその周りの地域とも確かに差はあるね、境界はあるのやわ、明確な境界は。エリアがあるわけやから。だけど、そのエリアがバリアのような硬い壁のようなものなのか、それとも水のように押したり引いたりするようなものなのかというのは、物の見方によって変わるんですよ。

だから、いつまでもバリアを打ち立てたまま、例えば男女の問題でもやり合いをせずと解決がないわね、健全者と障害者の課題でも。逆に言えば、部落問題でもそういうところはあるんさ。ただ、歴史の中で部落問題は特にバリアを土地につけられて差別されてきたから、非常に差別されたほうの側から見るとそのバリアが大きく見えるし、いろいろなことで雪解けというのか、理解も進んでくる中で、周りが来てくれてもなかなかそこへ昔からの刷り込まれた意識があると、少数のほうはやっぱりそこにバリアを感じるの、それをどう取っていくかというようなことを日々の中で今、四日市市は取り組んでいるんですよ。

そこで私が最近、伝えておるのが、こんなハード的な壁ではなくて、水のような境界で

やっぱりやっていかんと、どちら側も。やっぱりこれはやっておる以上、前を向いて行こうと思うと、そういうものの見方と考え方をみんなの中にせなあかんと。この間、そういう意味では、固定観念とか先入観というのは、物すごく人間には必ず入るものやから、そこはやっぱりどうみんなが意識して払拭していくか。

有名な話で、飛行機の中で突然死んだんですわ、突然死で。ドクターもおって、ドクターが蘇生したけれどももう亡くなったとって。毛布をかけて、みんな飯食い出したらしいです。ところが、飯を食っておったら、突然、その遺体がピクピクって動き出したらしいですわ。これ、本当の話です。そうしたら、また蘇生をしたら生き返ったんですわな。誰一人、ご飯食ってへんだというんですわ。死んだと言ったら、みんなご飯食い出したんやけど、機内食を。生き返ったと言ったら、誰ももう食わんと、その人をずっと見ておったというんですわ。やっぱり人間というのは、死んでいく準備はわしらでもできておるけど、生き返ってくるということは見たことないから、もう全く準備ないと驚くんですわな。

だから、ある意味、今のなんかでいくと、例えば部落問題でも、突然現れた人なんて準備がないからびっくりするし、それから当事者でも、今までそんな体験していなかった人らがぶち当たると物すごいわびっくりするんですわ、どう対処していいか分からんって。

そんなときに、やっぱり緩やかにそれをやれるようなものを準備しておく、人権問題というのは。そういうのを世の中につくり上げていくということが私は要るなと思っておるもんで。

これは別に、部落問題だけではなくて、男女の問題にしろ、障害者の問題にしろ、様々なこの課題に対して、これからはそういう準備をしておく、様々に生きていこうとするときに。それが結構大事になる。そうでないと、今、マスコミをにぎわすような性加害の問題にしろ、何にしろ、その時代、時代を生きてきた人はそれでよかれと思ってやっておったことでも、今は、それはもう駄目ですよということになるのかなと思ってね。

だから、そういう意味では、三重県が差別解消調整委員会をつくってくれたり、そういう具体的な仕組みを織り込んでやっていくということは実効性もあるし、逆に、行政側はそれを使ってするという体制が整えば、言い方は悪いけれど、やらざるを得ないというか、そういったことをきちっと取り組むシステムになっていくんやろうなと私は思っておるんやけどね、仕組みに。

今までやと、法はあるけれども仕組みはなかったと思うんやわな。だから、そういったことが、きちっと行政的に最低限、仕事せなあかん責務の仕組みづくりを、この条例では

多分、機能させたのかなと思うもので、そういう意味では、市にその機能の部分が少し足らんのかなと思ってね。

○ 諸岡 党委員

いいですか。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 諸岡 党委員

ぶっちゃけ、もうこの議論もここでしておるのも、話が煮詰まっておるのかなという気はするんですけども。

ちょっと後先してあれやけど、今後の方向性のところもちょっとしゃべってもよろしいですか。

○ 樋口博己委員長

どうぞ。

○ 諸岡 党委員

私が思うには、まず、この手のものというのは、学校の勉強やら部活も一緒やけれども、やらされてやっておる勉強は身につかんし、やらされてやっておる柔道は身につかんみたいなもので、自分でどう感じて、何が課題か見つけてやっていくというのが重要なかなと。

そうすると、やっぱりまず行政側が主体的に、今、四日市の行政の中で、このいわゆる差別という問題について何が足らんのかということを自ら研究していただいて、今ある条例は修正が必要なのかどうか、修正するならどういう修正が必要なのかというのを出示していただく。我々議会はそれを見て、もう少しアドバイスできるところがあるならば、アドバイスをしていくって。その方向性なんかな。議会で作って行って押しつけて、行政の皆さんにあんたらこれやれって、そういう議員発議の条例よりも、どっちかという、中から、底から湧いてくるような、そういう条例のほうが身になっていくのかなと私は思い

ます。

議会としてはどうか、この委員会としては、現状、四日市の条例というのは、悪いものではないけれども時間もたっておるし、一度じっくりと見直す時期が来ているんじゃないかと。その上で、よそのまちは、最新のここ二、三年でできてきた条例もあるわけだから、そういうのも研究しながら、一度、市で取り組んでみたらどうかという提言をしていくみたいなの、そんなところかなという私は気がします。ほかの皆さんは、違う意見かも分からんけど、私は今、そう思います。

以上です。

### ○ 加納康樹委員

諸岡さんの流れも借りながらですけど、冒頭、その比較をしてもらってやっぱり思ったのは、川村さんもおっしゃるとおりで、やはり四日市の今の現状の条例ではちょっと足りないところがあるので、じゃ、この条例に加筆をしていくのか、全く新しい条例をつくるのかというところの議論に行くべきで、あんまりもう個別の何やら委員会がどうのこうのというのをここでやるべきじゃないと思っているので。

方向性としては、諸岡さんの言うのも分からなくはないけど、私は総務部の皆さんは違うと信じているけど、商工農水部みたいに何もつくろうとしない、条例をつくろうとしないという市役所の文化があるので、あんまり信じられないんですよ。であれば、こっちがつくるしかねえのかなと思わなくはない。次の一般質問の冒頭で、ぶちかますのでね。

と思うので、こっちでつくったるというのもありかなという気もせんでもない。どっちにしても、何らかの条例のブラッシュアップは必要なんじゃないか、方法論について少し議論するべきかなぐらいです。

### ○ 樋口博己委員長

この委員会としての行政に対する提言するとしたら、まず、諸岡委員は、行政のほうで一度考えて提案してもらったらどうかと。加納委員としては、もう少し一定のこの委員会としての方向性なりをぶつける。また、条例をつくるという考え方を示されたところなんですけど。

村上委員はどうですか、この辺のところの議論として。

○ 村上 暁委員

今、定義のお話がちょっと出たので、三重県の条例の定義のところですごく細かく定義づけられていますので、こういうのを見ていると、三重県の条例なので、四日市市民であるとともに三重県民でもあるので、ここでこれだけしっかり書いてあるということであれば、これが差別を解消して、人権が尊重されるためにすごくいいのかなと思うので、この三重県の条例を尊重していくということでもいいんじゃないかなと思うんですけども、私は。

○ 樋口博己委員長

三重県の条例を尊重するという前提で、四日市市としての条例に対してはどのようにお考えですか。

○ 村上 暁委員

四日市市としては、これできちっと三重県の条例があるので、市としては特にもう改めて、今あるものを。市で新しいのをつくったりすると、県の条例と矛盾してきたりするとまずいので、あくまでも県の条例を尊重するということがいいんじゃないかなと思うんですけども。

○ 樋口博己委員長

そうすると、県の条例があるので、今の市の条例としては、例えばそごがあったり、時代の背景が違うところは整理するような意味あいですかね。

○ 村上 暁委員

そうですね。多分、インターネットとかそういうのがないときにつくられた市の条例だったとすると、そういうところは直していかないといけないところがあると思うんですけども、殊さら定義なんかも、市のほうで改めて定義づけというのは必要ないんじゃないかなと僕は思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

水谷委員、どうですか。

○ 水谷一未委員

久しぶりなので、大分頭がなかなかついていかないんですが、まず、ちょっと一つ気になっていること、誰に言われたのかちょっと覚えていないんですけど。

何か松阪市自体が、何かもう部落はないと言っているというのを、何かちょっと私が今、人権の特別委員会に出ているというお話をさせてもらったときに、松阪市は何かそういう部落問題というか、市長自体が、もう部落というのが松阪市にはもう一切ないというのを言っているというのをちょっと聞いたんですけども。

ちょっとそれから私もちょっと調べられていないので大変申し訳ないんですけども、それが本当なのかということと、あと、どういうふうな流れでそういうふうになったのかというのがもし分かれば、一度、ちょっと調べていただきたいので、私ちょっと分からないので申し訳ないんですが、そういうことはしていただくことというのは……。

○ 樋口博己委員長

現時点として、何かキャッチしている情報ってありますか。特にないですか。

○ 横山人権行政監

先ほど水谷委員におっしゃっていただきました、松阪市においての同和問題はないとか、同和地区はないとかという話の、そういうことに関しての情報は今のところは持っておりません。

ですので、松阪市の担当部局のほうにも確認させていただいて、どういう現状なのかと、そういったところも確認させていただきたいと思います。

以上です。

○ 水谷一未委員

ありがとうございます。

○ 西川人権・同和政策課長

人権・同和政策課の西川でございます。

この委員会のほうで、以前にもちょっと触れさせていただいたことであろうかなと思いますが、かつて同和対策事業ということで同和対策特別措置法が施行されまして、対策事業が行われてきました。それが33年間実施をされてきたわけですが、平成14年にその国の対策事業が終わったということですが、特措法が切れて終了したということですが。

ですので、対策事業があったときには、同和地区というものを定めて、ここの地区が同和地区ということが定められておったわけですが、その特措法が失効した時点で、正式に国がいう、いわゆる同和地区というものはなくなったということをもって、今、もう同和地区はありません、同和問題はありませんという意味で言われることは、今でもよくあることなのかなということです。

ですから、旧同和地区と言ったりとか、あるいは被差別部落という対策事業があるなし、法があるなしにかかわらず、今でもそういった差別を受けておられる地区があるという意味で被差別部落という言い方をしたりしますが、特措法上の同和対策事業がないという意味では、もう今はもう同和地区はありませんというような言い方をされる場合というのはございます。

以上でございます。

## ○ 川村幸康副委員長

補足するとね。

多分、行政用語では同和ということなんです。同和事業なんです。行政がやっぱり施策を打つためには、明確に所在を明らかにせなあかんわけですよ。そこを属地属人で線引きをしてつけたということで。だから、逆に言うと、旧同和地区の人から見ると、勝手に市役所が線を引いたという話もあるわけですよ、同和問題に対してはね。

だから、私らのところの地域でも、もともと一緒やったんやけど、対策事業が始まる時に、私らの地域だけはいいと言って、1番組から12番組で一緒やったやつが、6番組から12番組だけが33年前に部落になって、こっちも一緒やったけど、こっちは違うよというような線引きして、非常にそういう意味では、いまだにデリケートな問題を私も感じながらそこで生活をしておるといような現状もある。それはもう多分たくさんあると思う、そういう地域が、日本全国に。やはり法施行やもんで、やはり線引きをしないと、明確に。だから、海蔵地区なら海蔵地区の部分で、ここからここまでがこの地区ですよという線引

きをしないと、道路を挟んでどっちも行政がやれるわけじゃないのでね。そういうところが行政用語としてあって、同和という文字は行政用語ですよ、どっちかという。松阪市にも、旧でいう同和地区はあります、今でも。被差別部落もあります。

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

水谷委員、今後の考え方なんですが、どのように捉えてみえますか。県条例があって、市条例があって、この対比を確認して。おおむね県に対して市が、県に条例があるからいいという考え方もあるし、また、県と市と比べると、足らず前があるという考え方もあるし、その辺を今後どんなふうに捉えていくか。どうですか。

#### ○ 水谷一未委員

全部はちょっと読めていないので何ともあれなんですけれども、県に沿って、四日市市として何か変えていかないといけないものがあるのであれば、変えていったほうが私はいと思っていますし、ただ、初めの四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例自体も見直すということも含めてきちんと考えていったほうがいいのかなというのはあって。あと、加納委員が言っていたみたいに、私たちが考えるのか、それとも諸岡委員みたいに、やっぱり行政のほうで一度考えていただくのかというところは、私はちょっと難しいので、行政の方にまずはやっぱり自分事となって考えていただいて、一度出していただけるといいのかなとは思っております。

#### ○ 樋口博己委員長

副委員長、どうぞ。

#### ○ 川村幸康副委員長

これ、西口さんにちょっとお尋ねしたいんですけど、合理的配慮の障害者の国からのあれが出たときに、市も県も両方とも一緒のような走り方で行きましたやんか。あのときのすみ分けと、あれって、別に何もなかったよね。だから、今、村上さん言われるように、県条例があるのに屋上屋を架すという話ではないですよ。市は市として独自の条例制定は別にいいわけでしょう。その辺の法務的な関係を教えてほしいんですけど。

○ 西口議事課長

障害者差別の条例をつくらせていただいたときは、三重県のほうでも条例の策定の作業をしておる最中に、同時並行というか、四日市市のほうでも同じタイミングで議論が進められておりました、条例自体は、四日市市のほうが先に可決されて制定されたという経緯がございますので、三重県条例の草案等も参考にしつつ、市条例のほうも定めてはおりますけれども、順番としてはそういう順番でできておるといふようなことが、まず1点、ご理解いただきたいと思います。

○ 川村幸康副委員長

どちらかという、その屋上屋を架すとか重なるでということでもないところがあるので、市は市としての責務でつくるということも私はやぶさかではないと違うかなという思いがある。

村上さんの言わんとすることも分かるよ。四日市市民も三重県民やんかと、三重県に条例があるのでええやんかという話もあるけど、この手の条例は、結構、県がつくっても市は市でまた独自につくっていくということがあってもいいのかなと私は思うんですけどね。

○ 樋口博己委員長

村上委員、どうぞ。

○ 村上 暁委員

やっぱりこの県の条例は、新しいからだと思うんですけど、ボリュームがあって、きちっとつくっていただいているものを県民が全て認識して守っていけば、その目的というのは達せられるのかなという気はするので、市としてせっかくつくっていただいているので、ちょっと今の時代に合わない部分については直す必要はあるかとは思いますが、この県の条例を、いわゆる差別解消のために一番重きを置いていくべきじゃないかなと思いますね。

○ 樋口博己委員長

県の条例と市の条例も、方向性は全く同じだと思っておるんです。これは疑う余地がな

と思いますけれども。例えば17分の5の市民、県民の責務というところを見ていただいて、ちょっと私が感じる場所は、市民の責務は、2行目ですけれども、基本的人権を相互に尊重し、自らも差別及び差別を助長する行為をしてはならないという表現なんです、県民の責務を見ると、県民は、基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めることとともにというようにちょっとやっぱり時代の背景が変わって、自らしっかり一步踏み込んでやっていくんだというような表現が、全体にそういう箇所が見受けられるように私は思っているんです。だから、方向性は同じだけれども、ちょっと温度差、時代の流れが違うのかなというところは私は感じておりました。

時間も押してきていますので、ちょっと皆さんのご意見をこのようなイメージかなというのをちょっと発言させていただくと、県の条例が先進的では素晴らしいという前提で、県の条例と市の条例を比べたときに、時代のことであるとか、特措法が廃止されたことであるとか、一つ具体的に言うと、諸岡委員もちょっとちらっと言ってみえましたが、財政上の措置という文言もありますので、一度、行政のほうでどの辺が時代背景が変わってきて、整合性というよりも、どの辺が市として足らず前なのか、その辺りを一度整理いただくというふうな考え方でどうでしょうかね。

加納委員、どうでしょうか。

○ 加納康樹委員

総務部さんがしてくれるなら。商工農水部と違うところを見せてほしいです。

○ 樋口博己委員長

これはもう特別委員会で正式に申し入れる話だと、議会として申し入れることだと思いますので、川村副委員長、よろしいですか。

○ 川村幸康副委員長

結構です。

○ 樋口博己委員長

よろしいですか。

そうしましたら、改めて確認しますと、県の条例を基本として、市としてブラッシュア

ップするべき点があるかどうかを点検いただいて、一度、案を提示いただきたいというふうな特別委員会の総意ということでよろしいでしょうか。

川口部長、受け止め方を。

#### ○ 川口総務部長

それは理事者側としての意見を出すということなんでしょうか。今までの委員会でのご議論をある程度、理事者として酌み取ったものを出すと。うちの考えを改めて示すということなんですか。

#### ○ 樋口博己委員長

これは今までの議論を踏まえて、理事者としてどのように捉えたかという案を出していただきたいということです。

諸岡委員、どうぞ。

#### ○ 諸岡 党委員

さばきとしては、委員長のそれでええと思うんですが、さすがに、それ、次回の委員会までにとというのはちょっと厳し過ぎるかなという気もして。

どっちかという、この委員会が3月で閉じるのか、4月で閉じるのか知らんけれど、閉じるところで委員会の総意としてそれを伝えて、例えば今年の秋までにそういうものを一度取りまとめて、また、議会に報告することとか、そういう流れじゃないかなという気はしますね。ちょっと次回までの宿題とか、そういうレベルの話ではないのかなという気はしますけれども。

#### ○ 樋口博己委員長

それはもちろん、次回、来月ということでは思っておりません。この後段のところ、特別委員会の設置期限が、現時点としては2月定例会議会終了までというようなことになっておりますので、ちょっとその辺にも関わる話になってくるんですが。

副委員長、どうぞ。

#### ○ 川村幸康副委員長

だから、期間のことは委員長にお任せする中でやっていくとして、一つだけ、行政側サイドであれするとすると、やっぱり川口さん、全部ということではなくて、まずは目的やわ。今の行政が負っておる、行政がせなあかん仕事がありますやんか。行政しかできやん仕事、人権問題に対しても。確かに市民もせなあかんこともあるんですけど、行政としてせなあかん体制なり整備づくりを含めて、どういう目的でこれをつくらなあかんかという目的の見直しだけは、やっぱりあらゆる差別という表現は、悪くはないけれども、今の時代になったら、あらゆるというよりはやっぱりきちっと明記をして、こういう目的でこうやっていきたいと思いますというようなものが、まず、行政的にも要るんと違うんかなと。市の条例でこういう形が今現状ある中でな。

その目的を見直すと、次に様々なことが、それによってどうせなあかんかということやら、どういうチェックが要るんかとか、どう再評価が要るんかということに私はつながると思うので、まず、もう一度、その計画の部分がある程度きちっと見直す。一丁目一番地はやっぱり目的やで、目的が少しこれではやっぱり今風にもう合ってへんし、不明確な部分も抽象的過ぎるもんでな、あまりにも。いい抽象的やったらええんやけど、ちょっと曖昧過ぎるところもあるので、やっぱりもう一度、それは目的をしっかりと定めていく中できちっとやる、そういうことかなというふうに思います。

#### ○ 樋口博己委員長

そうしましたら、ちょっと日程の会期の話に移っていきたいと思うんですが、先ほど言いましたとおり、現時点としては設置期限が2月定例会最終日までということになっておまして、一つ冒頭に申し上げましたけれども、上杉先生の議員研修会が、まだ日程が決まらない状況でございますので、できたら、上杉先生の議員研修会をお聞きした上で、その上での議論もやっぱりしておきたいと思うんです。それも含めて、最終的に行政側に申入れをしていきたいなと思っているんですけども。

(発言する者あり)

#### ○ 樋口博己委員長

一応、内々では確保させていただいております。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

そこで、先ほど申し上げたとおり、上杉先生の議員研修会を受けて、少し議論をした上で取りまとめていきたいなと思っておりまして。ですから、少し延長できたらなと思っています。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

これ、設置期限は、これは議決事項ではありませんので、議会運営委員会で設置して、代表者会議で期限を決めておりますので、代表者会議で諮って、もう少し延長ということの手続きはできるというふうに確認はしております。

そうしましたら、今申したとおり、4月に、今、内々で予定をしております上杉先生の議員研修会を受けて、議論をして取りまとめして、議長に報告し、議長から行政に申入れをするような段取りでいきたいと思っておりますので、ちょっといつという期限が今申し上げにくいんですが。

加納委員、どうぞ。

○ 加納康樹委員

期限はいいんですけど、上杉先生の内々の日というのが分かっているならば、4月もばらばら入ってきているので。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

議員研修会という設定にしておりますので、この場で私が発言するとちょっと……。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

そういう段取りでさせていただきます。

加納委員、よろしいですか。

○ 加納康樹委員

全然、全然。

○ 樋口博己委員長

じゃ、そういう形で。実は代表者会議が週明けの2月26日の月曜日に開催予定になっておりますので。そこで提案いただいて、委員会としての総意なので、代表者会議で駄目よということはないとは思っておりますが、会派に持ち帰ってということもあろうかと思っておりますので、2月26日の月曜日に議長から提案いただいて、最終の3月22日の代表者会議で最終確認をいただくと設置期限の延長ができるというふうな手続の確認を取っておりますので、そのような方向性でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、早速、この会議を閉じた後に、正副委員長で議長に申入れをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに皆さんのほうで何かございましたら。よろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

じゃ、一旦閉じさせていただきますので、先ほどのことは改めて。

じゃ、本日はこのような形で、人権施策等調査特別委員会を閉じさせていただきます。お疲れさました。理事者の皆さん、ありがとうございました。

16 : 17 閉議